

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年5月18日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番	宅地	1,032.00 m ²	1,034.62 m ²	379.78 m ²	宅地	別図に赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、

氏名	住所
土地登記簿表題部名義人 上里太蔵ほか110名（別紙のとおり。）	不明

又は

氏名	住所
宗教法人仁昌寺 代表役員 佐々木康綱	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 57番地

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

ア 土地所有者が土地登記簿表題部名義人上里太蔵ほか110名（別紙のとおり。）の場合

氏名	住所	権利の種類
宗教法人仁昌寺 代表役員 佐々木康綱	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 57番地	未登記の借地権
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権

イ 土地所有者が宗教法人仁昌寺代表役員佐々木康綱の場合

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	使用借権

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成19年5月15日

2(1) 起業者の名称 国土交通大臣

(2) 事業の種類 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番2	墓地	3,483 m ²	145.39 m ²	47.37 m ²	宅地	別図に赤色で表示する部分

※実測地積及び実地の状況は、収用しようとする土地と一団の土地を記載したものであること。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、

氏名	住所
土地登記簿表題部名義人 上里太藏ほか110名（別紙のとおり。）	不明

又は

氏名	住所
宗教法人仁昌寺 代表役員 佐々木康綱	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 57 番地

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

ア 土地所有者が土地登記簿表題部名義人上里太藏ほか110名（別紙のとおり。）の場合

氏名	住所	権利の種類
宗教法人仁昌寺 代表役員 佐々木康綱	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 57 番地	未登記の借地権

イ 土地所有者が宗教法人仁昌寺代表役員佐々木康綱の場合

なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成19年5月15日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。